

# 公 告

契約担当官  
陸上自衛隊小平学校  
会計課長 大原 一裕

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6KMU10200400		6KMD1AX0113 0001					
品名 または 件名							
産業廃棄物収集運搬処理役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
小平校				管理課教材補給班 七海2曹 (267)			
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期			
管理課教材補給班 七海2曹 (267)				令和8年7月31日 (金)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室及び陸上自衛隊小平学校

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和8年6月25日 (木) 10時00分 小平学校入札室(80号庁舎1階)

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争に参加する者に必要な事項

ア 令和7・8・9年度の全省庁統一資格において、等級が「役務の提供等」の「D」以上の者であること。(資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出して下さい。)

イ 予算決算及び会計令第70条・第71条に該当しないものであること。(第70条において未成年者・被保佐人・被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は特別な理由がある場合に該当します。)

ウ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

オ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

### (2) 入札条項を示す場所

陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室

### (3) 入札条件

ア 違 約 金：落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

イ 遅延賠償金：遅延1日につき契約金額の1000分の1以上を徴収する。

ウ 落札決定方法：総額(税抜き)とし、入札金額が予定価格以内の最低入札者を落札者とする。また、最低入札価格が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。

なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。  
くじを引く者がいない場合は、入札に関係のない職員によりくじ引きを実施する。

- エ 契約書等 : 落札者は落札決定後遅滞なく、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。但し、会計法第29条の8の但書に該当する場合、作成を省略できるものとする。
- オ 契約書書式 : 駐屯地標準契約役務請負契約条項を適用する。また、特約条項は、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項を付す。  
産業廃棄物処分に係る契約書については、公的機関が出している産業廃棄物委託契約書（収集運搬・処分）を基準として適用する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格のない者の入札
- イ 入札金額、入札者氏名が識別し難い場合
- ウ 電報、電話、FAXによる入札
- エ 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- オ その他入札に関する条件に違反した入札
- カ 入札者が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」について虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) その他

- ア 郵便等による入札は、資格審査結果通知書を添えて入札前日の17:00担当者必着分までを有効とする。
- イ 郵便等による入札があり、再度入札となった場合の再度入札の日時については別示する。
- ウ 本公告掲載先：陸上自衛隊小平学校総務部会計課掲示板および陸上自衛隊小平学校・小平駐屯地HP  
東部方面会計隊本部HP
- エ 契約締結後の認識相違防止のために、個別に現場説明会を実施する。  
実施期間 : 令和8年6月2日(火)～令和8年6月17日(水) (土・日・祝日を除く)  
実施要領 : 入札参加希望者は、現場説明会を希望する日程を希望日前日までに第7条5項 キの担当者と調整すること。
- オ 現場を確認しなかったことによって生じる不利益は、契約の相手方負担とする。
  
- カ 入札及び契約事項に関する問合せ先  
連絡先 〒187-0044 東京都小平市喜平町2-3-1  
陸上自衛隊小平学校 総務部会計課 契約班 TEL 042 (322) 0661  
内線348 担当 鈴木 FAX 042 (321) 0664
- キ 仕様書に関する問い合わせ先  
陸上自衛隊小平学校 総務部管理課補給班  
連絡先 TEL 042 (322) 0661 (代表) 内線267 (担当:七海)

調達要求番号： 6KMD1AX0113

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
産業廃棄物収集運搬及び処分役務	KS-Z110168		
	防衛大臣承認		
	作 成	令和8年 5月 18日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作 成 部 課	小平学校総務部管理課	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊小平駐屯地において実施する産業廃棄物収集運搬及び処分役務について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

### 1.3 種類

種類は、表1による。

表1 種類

産業廃棄物の種類		性状・具体例等
廃プラスチック類		特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。
特別管理産業廃棄物	廃油	廃油 廃油のうち、揮発油類、灯油類、軽油類
	廃酸	廃酸 廃酸のうち、pH2.0以下のもの
	廃アルカリ	廃アルカリ 廃アルカリのうち、pH12.5以上のもの
	特定有害産業廃棄物 廃油	廃油 廃油のうち、トリクロロエチレンなど法に示す有害物質の基準を超えて含むもの
	汚泥・廃酸・廃アルカリ	汚泥・廃酸・廃アルカリ 汚泥・廃酸・廃アルカリのうち、水銀・カドミウム・鉛又はそれらの化合物若しくは六価クロム化合物・シアン・トリクロロエチレン等の基準値を超えて含むもの
産業廃棄物 ポリ塩化ビフェニル等	廃ポリ塩化ビフェニル等 廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む 廃油	
産業廃棄物 ポリ塩化ビフェニル汚染物	産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニルが塗布、付着、染み込み又は封入されたもの	

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的事項

契約の相手方は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下，“法”という。）に基づき産業廃棄物の収集運搬及び処分を行う。

### 2.2 処理の対象・数量

処理の対象となる産業廃棄物は、調達要領指定書による。

### 2.3 処理の区分

処理の区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き，“収集，運搬及び処分”とする。

### 2.4 処理基準

処理基準は、次による。

- a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める“産業廃棄物処理基準”による。
- b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の2で定める“特別管理産業廃棄物処理基準”による。

### 2.5 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下，管理票という。）の処置は，法第12条の3で定めるところによる。

## 3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

契約の相手方は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，表2に示す提出書類を提出する。

表2 提出書類

書類	時期	部数	注記	提出先
許可証	契約締結時	2部 (写)	許可証は，産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の場合は，産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証，特別管理産業廃棄物の場合は，特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証とする。	契約担当官等
写真帳	処理終了後	1部	—	
管理票 (B2・D・E票)	各処理段階 の終了ごと		提出期限は，契約期間の末日までとする。	

### 4.2 引渡し場所・時期

契約の相手方は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約後速やかに，処理の対象となる産業廃棄物の引渡し場所及び時期の調整を官側と行う。

#### 4.3 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備する。

#### 4.4 保全

保全は、次による。

- a) 陸上自衛隊小平駐屯地（以下、“駐屯地”という。）の立入りに際しては、所定の立入り手続きを行う。
- b) 駐屯地中での行動（出入門手続き、火気取り扱い、作業用通路など）は、駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。  
なお、やむを得ず作業地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続きを行う。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- d) 契約の相手方は、官側の施設内の場合、整備実施場所以外においても無許可の撮影をしてはならない。

#### 4.5 安全管理

契約の相手方は、安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとし、必要によって契約担当官等の指示を受ける。

#### 4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求書番号	6KMD1AX0113
	調達要求年月日	令和8年 5月 15日
	作成部課	小平学校総務部
	作成年月日	令和8年 5月 18日
品名	産業廃棄物収集運搬及び処分役務	
仕様書番号	KS-Z110168	

指定事項：

- 1 数量及び種類  
表1による。

表1

廃プラスチック類	数量	単位
廃寝具用マットレス	234	枚
廃ソファ1人用(革製) 廃ソファ3人用(革製)	18	m <sup>3</sup>
廃OA機器(ルームエアコン) 廃OA機器(モデム) 廃OA機器(プリンタ) 廃OA機器(プロジェクタ) 廃OA機器(液晶モニタ)	500	KG

- 2 保管場所

陸上自衛隊小平駐屯地管理官倉庫及び体育館西側